

## 議 事 内 容

- 局長 定刻となりましたので、第 118 回常設審議委員会をはじめさせていただきますと思います。  
始める前にご報告をさせていただきますと思います。  
先日、全国農業新聞の申込みがありまして、〇〇町農業委員会において、農業委員への皆購読が達成されましたので、御礼を申し上げたいと思います。  
他の市町については是非皆購読に向けてのご努力をお願いしたいと思っております。  
本日は、会長が、所用のため欠席されていますので、副会長の 〇〇市 〇〇会長が進行します  
〇〇会長、ご挨拶をお願いします。
- 〇〇副会長 (副会長あいさつ)
- 〇〇副会長 それでは、ただいまから第 118 回常設審議委員会を開会いたします。  
まず、本日の出席状況を報告してください。
- 局長 本日は、審議委員の総数 19 名に対し 11 名の出席となっています。  
常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
- 〇〇議長 次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。
- 農業会議事務局 (前回の審議案件について、資料 1 により報告)
- 〇〇議長 本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第 4 条・1 件、農地法第 5 条・6 件を議題としています。  
どうか慎重にご審議いただきますようお願いします。
- 〇〇議長 また、常設審議委員会運営規程第 17 条に「委員会の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。」と規定しておりますので、ご質問等の際は挙手をしていただき、私が指名してから簡潔にご発言をお願いします。
- 〇〇議長 それでは、ただ今から議事に入ります。  
議事録署名者として、〇〇市・〇〇委員と〇〇町・〇〇委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。

- 〇〇議長 農地法第4条及び第5条の規定による意見聴取に入ります。  
一括上程しますので、内容について、農業委員会事務局から説明をお願いします。
- 〇〇議長 はじめに、農地法第4条関係について、〇〇市農業委員会からお願いします。
- 〇〇市農業委員会 (整理番号4-1について、資料に沿って説明)
- 〇〇議長 次に、農地法第5条関係について、〇〇市農業委員会から2件続けてお願いします。
- 〇〇市農業委員会 (整理番号5-1及び5-2について、資料に沿って説明)
- 〇〇議長 次に、〇〇市農業委員会からお願いします。
- 〇〇市農業委員会 (整理番号5-3の案件について説明)
- 〇〇議長 次に、〇〇市農業委員会からお願いします。
- 〇〇市農業委員会 (整理番号5-4の案件について説明)
- 〇〇議長 次に、〇〇町農業委員会からお願いします。
- 〇〇町農業委員会 (整理番号5-5の案件について説明)
- 〇〇議長 次に、〇〇町農業委員会からお願いします。
- 〇〇町農業委員会 (整理番号5-6の案件について説明)
- 〇〇議長 ただいま、農地法第4条関係1件、農地法第5条関係6件の案件について、説明がありました。  
ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。

- 〇〇議長 はじめに、農地法第4条関係、〇〇市農業委員会より諮問の〇〇 申請の 植林 への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 〇〇委員 申請地は、茶畑でという認識で良いのでしょうか。  
また、杉を植林するに当たり、現状の茶畑はどうされるのでしょうか。
- 〇〇市農業委員会 重機を使って全て抜根し、杉を植林することとされている。
- 〇〇委員 この後、法務局で地目変更とかされると思いますが、その点について、説明をお願いします。
- 〇〇市農業委員会 転用許可後、抜根をして、植林する予定です。3年程経過した後、地目変更登記ができるようになるので、転用完了証明を出してもらうようにしているところです。
- 〇〇委員 茶畑の荒廃は増える傾向ですか。
- 〇〇市農業委員会 山間部の茶畑について、大型乗用摘採機が入りにくい圃場では、荒廃が進んでいる状況です。  
〇〇市の山間部では、荒廃する茶畑も増えている状況ではありますが、〇〇市では、地域計画を作って、どういった形で守っていくのかの議論を進めている状況です。  
ただ、永遠にそこを全部守っていくことは不可能であるため、守れるところはしっかりと守って行って、守れないところは、植林をするなりして対応せざるを得ないと思っている。  
茶畑で、今後、活用しにくいところについては、現在、県と一緒にあって、企業参入に取組み募集したところ、〇社ほど耕作放棄地を活用したいとの申し出があっているところで、企業による取組みで守っていくことを進めているところです。
- 〇〇議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 〇〇議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇市農業委員会会長に回答いたします。
- 〇〇議長 次に、農地法第5条関係、〇〇市農業委員会より諮問の 〇〇 申請の 特定建築条件付売買予定地 への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

- 〇〇議長      ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 〇〇議長      全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇市農業委員会会長に回答いたします。
- 〇〇議長      次に、農地法第5条関係、〇〇市農業委員会より諮問の〇〇 申請の工事用資材置場 への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 〇〇委員      市道と田との高低差は、どれくらいあるのでしょうか。
- 〇〇市農業委員会      高低差は、80cm程あります。
- 〇〇委員      素掘りの側溝について、教えてください。
- 〇〇市農業委員会      素掘りの側溝は、幅40cm、深さ30cmとなっています。
- 〇〇委員      農地復元確約書の内容について、教えてください。
- 〇〇市農業委員会      農地復元確約書は、事業完了後に農地の状態に復元しますという内容となっています。
- 〇〇議長      質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 〇〇議長      全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇市農業委員会会長に回答いたします。
- 〇〇議長      次に、農地法第5条関係、〇〇市農業委員会より諮問の 〇〇 申請の 配送センター及び事務所 への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 〇〇委員      資料P15にある着色したところは、トラックの通るところを示したものでですか。
- 〇〇市農業委員会      ご指摘のとおり、トラックの通り道を示したものです。

- 〇〇委員 北西の方角に沈さ池があるが、ここに西側の水が集まるよう低くなっている、北側の水路に流れていくというふうに捉えてよいですか。
- 〇〇市農業委員会 沈さ池は、1 m ほど低いところにあり、ここに流れ込んだ水を北側の水路に流れていくようになっています。
- 〇〇委員 南側の雨水は、どのように流れていくのですか。
- 〇〇市農業委員会 周囲に側溝を設けますので、側溝を経由して水は流れていくようにしている。
- 〇〇委員 開発に当たって、2 回程地元説明会を開催したと説明がありましたが、地元から要望等あったのでしょうか。
- 〇〇市農業委員会 小中学校の通学路で、近くに保育園があることから、安全対策は徹底するというのと、施工時の騒音対策等をしっかりと行うこと。  
配送センターですので、集荷のトラックが道路に駐停車し、通路の妨げにならないように対策をお願いされています。  
また、フェンスを囲んで、子供は入り込まないようになどの要望があったところ です。
- 〇〇議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 〇〇議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇市農業委員会会長に回答いたします。
- 〇〇議長 次に、農地法第 5 条関係、〇〇市農業委員会より諮問の 〇〇 申請の 貸資材置場及び駐車場 への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 〇〇委員 隣接地の方は、同意されているのでしょうか。
- 〇〇市農業委員会 土羽を作られたしたに素掘りの側溝を作られ、隣との敷地からかなり離れて水路を設置するため、隣には全く影響はしない。  
隣接地の方もその施工方法で実施されることを望まれていることから、隣接地の方の同意はとれています。また、地元の農業者の方の同意も取れています。
- 〇〇委員 使用貸借契約書があるが、税金上の対策ですか。

- 〇〇市農業委員会 税金上の対策かどうか把握していませんが、個人所有地を会社に貸すという使用貸借です。
- 〇〇議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 〇〇議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇市農業委員会会長に回答いたします。
- 〇〇議長 次に、農地法第5条関係、〇〇町農業委員会より諮問の 〇〇 申請の 物流倉庫 への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 〇〇委員 申請者は、どういった会社ですか。
- 〇〇町農業委員会 親会社は、〇〇株式会社であるが、今回の転用申請をするに当たり、新たに会社を設立された。  
事業は、申請者が、物流倉庫を運営することとされている。  
〇〇株式会社は、東南アジア等で事業を行っており、国内でも複数の物流倉庫を運営している。
- 〇〇委員 物流というのは、どういうものが倉庫の中で展開されるのか。
- 〇〇町農業委員会 物流倉庫の利用内容としては、宅配物などが主なもので、大型トレーラー1日20台程度搬入され、そこから各家庭に配送されるための施設です。
- 〇〇委員 宅配業者のイメージでよいですか。
- 〇〇町農業委員会 宅配業者の営業所から配達される施設で、大規模なものと捉えていただいてよいと思います。
- 〇〇委員 地元に対する責任は、申請者が持つということですよ。地元対策を十分にしていきたいと思います。
- 〇〇町農業委員会 周辺の3集落への地元説明会も実施されていて、各地区からの了承を得られている状況です。
- 〇〇委員 P24に地図が記載されていますが、農地の概況について教えてください。

- 〇〇町農業委員会 高低差は、2 m から 3 m 程度あります。
- 〇〇委員 JR との協議はされているのでしょうか。
- 〇〇町農業委員会 JR とは協議済み。
- 〇〇議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 〇〇議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇町農業委員会会長に回答いたします。
- 〇〇議長 次に、農地法第 5 条関係、〇〇町農業委員会より諮問の 〇〇 申請の 貸残土置場（ストックヤード） への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 〇〇委員 等高線を見る限り、周辺農地より低いように見えないが、その点について、教えて欲しい。また、沈さ池はいらないのででしょうか。
- 〇〇町農業委員会 申請地の状況については、窪地になっており、申請地が一番低いところにあり、周辺の農地に影響は少ないところです。また、排水に関しては、盛土を行うところは、周辺の境界より 2m 離して盛土を行う予定で、通常は、北側の水路に排水することとしている。大雨の場合は、地元説明会では、地区と協議しながらその都度対策を行っていくこととされている。
- 〇〇委員 P29 の水路について、説明をお願いします。
- 〇〇町農業委員会 水路は繋がっていて、排水に支障はないところです。
- 〇〇委員 今回の申請は、仮設ではなく、恒久的なものですか。
- 〇〇町農業委員会 残土処分場とは異なり、継続的に土の搬入搬出を繰り返すため、継続的に利用するものです。
- 〇〇委員 一杯になったら、また次のところを探すということですか。
- 〇〇町農業委員会 そういうことになります。

- 〇〇議長           ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 〇〇議長           全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇町農業委員会会長に回答いたします。
- 〇〇議長           以上、本日意見を求められた 農地法第4条関係1件、農地法第5条関係6件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。
- 〇〇副会長       続きますして、その他の項目に移ります。  
国の概算決定について、事務局から説明を求めます。
- 農業委員会事務局   (資料2により事務局説明)
- 〇〇議長           続きますして、「農業者年金、全国農業新聞の推進について」農業会議事務局より説明をお願いします。
- 農業委員会事務局   (資料3により事務局説明)
- 〇〇議長           続きますして、「令和8年度常設審議委員会開催日程について」事務局から説明を求めます。
- 農業委員会事務局   (資料4により事務局説明)
- 〇〇議長           ただいま、事務局から説明がありました。  
皆様方から、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 〇〇議長           他にないようでございますので、以上をもちまして、第118回常設審議委員会を終了いたします。  
本日は、お疲れさまでした。
- 〇〇議長           次回は2月16日(月)、「佐賀総合庁舎」にて、開催となりますので、ご予約をお願いします。